令和５年４月版

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（通称「総合事業」）とは

これからの高齢化社会においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態となることを予防することが大切です。そのための仕組みのひとつとして、介護保険制度において創設されたのが総合事業です。

姫路市

総合事業はこのような事業です

○総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成されています。

○「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援認定を受けた人等に訪問型サービスや通所型サービスを提供する事業です。介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合の判定区分として、新たに「事業対象者」が設けられています。

○「一般介護予防事業」は「いきいき百歳体操」や「介護支援ボランティア（あんしんサポーター）」など、高齢者が役割を持ちながら、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることを推進する事業です。

○「参加」「活動」の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者が役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続することを目指します。

利用できるサービス

要介護の人 → **介護サービス**

●施設サービス
- 特別養護老人ホーム※、介護老人保健施設　など
  ※原則要介護3以上の人

●在宅サービス
- 訪問介護、通所介護　など

●地域密着型サービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護　など

要支援の人 → **介護予防サービス**

●在宅サービス
- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与　など

●地域密着型介護予防サービス
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型通所介護　など

事業対象者 → **介護予防・日常生活支援総合事業**

●介護予防・生活支援サービス
- 訪問型サービス
  総合事業訪問介護、総合事業訪問生活援助
  総合事業訪問型短期集中予防サービス
- 通所型サービス
  総合事業通所介護

＋

介護予防が必要な人（65歳以上の市民） → **介護予防・日常生活支援総合事業**

●一般介護予防事業（どなたでも利用可能です。）
- いきいき百歳体操
- 介護支援ボランティア事業

サービス利用までのながれ

お近くの地域包括支援センター、または姫路市地域包括支援課にご相談下さい。

介護予防・生活支援サービスを利用したい人

① 新規で介護サービスを利用する人
② 要介護認定の更新を迎えた人
③ 第2号被保険者（40～64歳）

要支援1・2の認定の更新を迎えた人
（第2号被保険者は除く）

- 認定の更新を希望する人
- 事業対象者になることを希望する人

一般介護予防事業を利用したい人

要介護・要支援認定を申請

基本チェックリストを実施
（生活状況等についての簡易な質問に回答）

利用申し込み等

65歳以上のみ

- 要介護1～5
- 要支援1 要支援2
- 非該当（自立）
- 事業対象者
- 非該当（自立）

ケアプランの作成（居宅介護支援事業所）

ケアプランの作成（地域包括支援センター）

ケアプランの作成（地域包括支援センター）

使えるサービス

●介護サービス
・訪問介護
・通所介護
・訪問看護
・通所リハビリテーション
・福祉用具貸与
・住宅改修　など

●一般介護予防事業
・いきいき百歳体操など

使えるサービス

●介護予防サービス
・訪問看護・通所リハビリ
・福祉用具貸与・住宅改修など

●介護予防・生活支援サービス
・訪問型サービス
・通所型サービス

●一般介護予防事業
・いきいき百歳体操など

使えるサービス

●介護予防・生活支援サービス
・訪問型サービス※
・通所型サービス

●一般介護予防事業
・いきいき百歳体操など

使えるサービス

●一般介護予防事業
・いきいき百歳体操など

※事業対象者の訪問型サービス・通所型サービスの利用は、要支援者に相当する状態の人のみ

サービスの種類　利用対象者について

○介護予防・生活支援サービス事業

対象者	要支援1、要支援2の認定を受けている人、または65歳以上の人で基本チェックリストの結果、事業対象者となった人（要支援1または2に相当する人）

種　類		内　容
訪問型サービス（ホームヘルプサービス等）	①総合事業 訪問介護	・ホームヘルパーの有資格者が身体介助や生活援助を行います。市の指定を受けた事業所が提供します。 【月ごとの定額の利用料】（※） ・要支援1・要支援2・事業対象者：**1,201円／月**（週1回程度利用） ・要支援1・要支援2・事業対象者：**2,399円／月**（週2回程度利用） ・要支援2・事業対象者：**3,806円／月**（週2回を超える程度利用）
	②総合事業 訪問生活援助	・ホームヘルパーの有資格者や資格は持たないが姫路市の定める研修を受講した従事者が掃除、買物等の生活援助を行います。市の指定を受けた事業所が提供します（利用回数は週2回まで）。 【利用回数に応じた利用料】（※） ・**20分～45分未満　187円／回**　　**45分以上　230円／回**
	③総合事業訪問型 短期集中 予防サービス	・対象者のうち日常生活の自立や社会活動への参加を希望する人に、姫路市が指定した事業所から理学療法士等が訪問して相談・指導を行います（動作の工夫や身体の使い方等の指導は行いますが、機能回復訓練は実施しません）。 【利用料】 ・**862円／回**（期間は最大3か月間で回数は7回までです）
通所型サービス（デイサービス）	④総合事業 通所介護	・市の指定を受けた事業所で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。 【月ごとの定額の利用料】（※） ・要支援1・要支援2・事業対象者：**1,696円／月**（週1回程度利用） ・要支援2・事業対象者：**3,476円／月**（週2回程度利用）

※利用料は、本人負担が1割の場合の金額です（各種加算は除いています。また、金額は年度の途中で変更する場合があります）。

【問い合わせ】お近くの地域包括支援センターまで（裏面参照）

○一般介護予防事業

対象者	65歳以上の姫路市民

種　類	内　容
いきいき百歳体操	・おもりを使った簡単な筋力運動です。続けることにより筋力がつき、体が楽に動かせるようになります。 また、グループで活動することで人とのつながりが広がります。地域の高齢者が主体となって行われている活動です。 市は5人程度のグループに対し、道具の無料貸出しや体操の方法を指導しています。
介護支援ボランティア（あんしんサポーター）	**ボランティア活動をやってみたい人** ・あんしんサポーターの養成研修を受講した後、高齢者宅や、介護保険施設、地域包括支援センターにてボランティア活動を行うことにより、市から活動交付金を受け取ることができます。（年間上限5,000円） **ボランティアの派遣を受けたい人** ・あんしんサポーターが、高齢者宅内での話し相手、趣味のお付き合い、ゴミ出し、荷物の移動、季節の衣替えなど、加齢に伴う日常生活でのちょっとした困り事等への援助活動を行います。利用条件がありますので、ご相談ください。

※他に一般介護予防事業として、医師等による講演会や相談、教室等を実施しています。

【問い合わせ】お近くの地域包括支援センターまで（裏面参照）

よくある質問

Q 「総合事業訪問介護」と「総合事業訪問生活援助」はなにが違うの？

A. 「総合事業訪問介護」は、ホームヘルパーの資格を持った人がご自宅を訪問し、食事や着替えの介助などの「身体介護」や、掃除や買物などの「生活援助」を行います。

これに対し「総合事業訪問生活援助」は、ホームヘルパーの資格を持った人または姫路市が定める研修を受けた人がご自宅を訪問し、「生活援助」のみを行います。

どちらのサービスをどのくらい利用するか、また、どの事業所を利用するかは、ご本人の意向や心身の状態、生活状況を確認した上で、ご本人とケアマネジャーが相談しながら決めることになります。

Q 本人負担はどうなるの？

A. 訪問型サービスや通所型サービスを利用したときの本人負担は、介護保険のサービスと同様、原則として1割または2割または3割です（総合事業訪問型短期集中予防サービスは除く）。

介護予防とは・・・

「歳をとったから仕方がない」とあきらめていることはありませんか。いつまでも自分らしく元気に過ごせるように、ひとりひとりが自分でできることは続けてゆくなど、生活の中で気をつけていくことが介護予防です。また、もし介護が必要な状態になっても、それ以上悪くならないように生活を工夫していくことも介護予防のひとつです。

お問い合わせ窓口

相談日時は月曜日～金曜日 8:35～17:20
（祝休日、12月29日～1月3日は除く）
大的地域包括支援センターの相談日は異なります

地域包括支援センター

お住いの小学校区を担当する地域包括支援センターにお問い合わせください。
相談内容：サービスの利用・高齢者全般の相談について

ブロック名	担当小学校区	担当地域包括支援センター	住所	電話
中部第一	白鷺・船場・城西	白鷺・琴陵地域包括支援センター	嵐山町19-6	299-3939
	城東・東・城乾・野里	城乾・東光地域包括支援センター	坂田町3 （中央保健センター内）	289-1703
中部第二	安室東・安室	安室地域包括支援センター	御立中四丁目13-16	291-5757
	高岡・高岡西	高岡地域包括支援センター	下手野4丁目13-55	290-9990
	荒川・手柄・城陽	山陽地域包括支援センター	飯田777	283-1511
西部	曽左・峰相・林田・伊勢	書写・林田地域包括支援センター	打越1075-1	266-5885
	白鳥・青山・太市	大白書地域包括支援センター	飾西728-5 （西保健福祉サービスセンター内）	267-3929
東部	花田・谷外・谷内	花田・城山地域包括支援センター	花田町加納原田155	253-8178
	四郷・別所・御国野	四郷・東地域包括支援センター	御国野町御着283-15 （東保健福祉サービスセンター内）	252-8009
北部	広峰・城北・水上・増位	増位・広嶺地域包括支援センター	西中島395-1	225-6766
	砥堀・豊富・山田・船津	北地域包括支援センター	砥堀428 （中央保健センター北分室内）	264-6153
灘	白浜・八木・糸引	灘地域包括支援センター	白浜町宇佐崎中二丁目520 （灘保健福祉サービスセンター内）	247-3355
	的形・大塩	大的地域包括支援センター（相談日は火曜日～土曜日 祝休日・市民センター休館日は除く）	大塩町2211番地5 （大的市民センター内）	254-3811
飾磨	津田・英賀保	飾磨西地域包括支援センター	飾磨区英賀清水町一丁目5-1 （飾磨保健福祉サービスセンター内）	240-6528
	妻鹿・高浜・飾磨	飾磨地域包括支援センター	飾磨区細江2655 （南保健センター内）	231-4302
広畑	広畑・広畑第二・八幡	広畑地域包括支援センター	広畑区正門通三丁目2-2 （西保健センター内）	236-8114
	大津・南大津・大津茂	大津地域包括支援センター	大津区大津町一丁目31-111	236-3170
網干	旭陽・勝原・余部	朝日地域包括支援センター	勝原区下太田573	273-1610
	網干・網干西	網干地域包括支援センター	網干区垣内中町119 （網干保健福祉サービスセンター内）	272-6936
家島	家島・坊勢	家島地域包括支援センター	家島町宮2169 （南保健センター家島分室内）	325-0780
夢前	置塩・古知・前之庄・菰野・上菅・菅生	夢前地域包括支援センター	夢前町前之庄2160 （夢前事務所内）	290-8866
香寺	香呂・中寺・香呂南	香寺地域包括支援センター	香寺町中屋14 （香寺事務所内）	232-3337
安富	安富南・安富北	安富地域包括支援センター	安富町安志1151 （安富事務所内）	0790-66-4357

地域包括支援課

相談内容：介護予防・日常生活支援総合事業全般について
所在地等：姫路市安田三丁目1番地　姫路市総合福祉会館２階
電話　079-221-2853　FAX　079-240-5890

発行：姫路市 健康福祉局 長寿社会支援部 地域包括支援課